＜フジ医療器あんしんレンタル　ご利用規約＞

第１条（レンタル契約の目的）

お客さまは、本レンタル規約を承諾の上、株式会社フジ医療器の商品をレンタル契約することとします。

第２条（契約の要件・クレジットカードによる支払）

- 1. レンタル契約は、お客さまが、株式会社フジ医療器が承認したクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の会員規約に基づき支払いを行うこことします。
- 2. レンタル申込書の名義人と、クレジットカードの名義人は同一であることを条件とします。
- 3. お客さまより株式会社フジ医療器に対してレンタル契約解除の申し出がない限り、レンタル期間終了まで継続して、クレジットカードによる支払をしていただきます。

第３条（契約の成立）

- 1. 契約は、お客さまが商品のレンタルを申込み、上記クレジットカード会社がクレジットの申込みを承諾した日（これをクレジットカード会社による承認番号を発行した日という）において、株式会社フジ医療器の総合審査を加えて契約成立となります。従いまして、株式会社フジ医療器の都合によりお断りすることがあり ます。
- 2. お客さまは、レンタル対象物件の引渡しを受けた日より、レンタル物件（以下「物件」といいます） を使用することができます。

第４条（レンタル期間）

レンタル期間は、物件の引渡しを受けた月より開始し、翌月１日より数えてお客様が申し込みをされた商品の契約期間とします。

第５条（レンタル料金）

- 1. お客さまは、株式会社フジ医療器に対して毎月一定金額をレンタル料金として支払うものとし、その支払い方法は、クレジットカードによる支払いとします。クレジットカードの支払日は、クレジットカード会社の会員規約による日の決済となります。クレジットカード会社の請求締切日の関係で、２ヶ月分が重なって請求されることがあることをご承知ください。
- 2. レンタル料金は、１ヶ月単位で計算します。引渡しを受けた月は無償レンタルとして日割り計算は発生しませんので翌月よりレンタル料金が発生します。但し、株式会社フジ医療器の責任による事由より使用できなかった期間については、この限りではありません。

第６条（商品の配送と設置料金）

- 1. お客さまは、物件毎に定めている配送と設置に要する料金を別途支払うものとします。
- 2. この料金もクレジットカード会社からの請求により支払うものとなります。
- 3. 物件の設置を完了しますと、設置料金はいかなる場合にもお客さまに返還することはできません。

第７条（レンタル物件の買取）

- 1.　お客さまは、レンタル開始の翌月１日より、次に定めた期間と料金により物件を買取ることができます。
- 2.　この場合は、お客さまより物件買取申込をいただき、株式会社フジ医療器が認めたときに、このレンタル契約はその月末をもって終了し、その後に売買契約が成立することとなります。
- 3.　買取金額について、レンタル総額より既に支払済みの料金を差引き、レンタル残額の全額とします。
- 4.　買取物件の引渡し条件は現状の姿のままとし、買取代金はクレジットカード会社からの請求によりお支払いいただくこととなります。

第８条（レンタル期間の終了）

レンタル期間が終了した場合は、物件の返却または無償での買取り手続きをしていただきます。この終了通知は、株式会社フジ医療器よりＥメールでご案内します。

第 9 条（レンタル物件のお引渡しと、稼動確認）

- 1. お客さまのご指定の場所に物件をお届けします。
- 2. 物件は、株式会社フジ医療器より設置・据付をおこないますので、その場において物件が正常に稼動することを確認ください。この稼動確認をされましたことに より、物件は正常な状態で引渡しされたこととなります。万一、物件に隠れた瑕疵が見つかりました場合には、直ちに株式会社フジ医療器へお申し出ください。

第 10 条（物件の使用と保管、管理について）

- 1. お客さまは、物件を日本国内で使用するものとし、国外では使用できません。
- 2. 物件は、ご家庭用の設定につき、業務用では使用できません。万一、業務用で使用の場合には、故障等の責任は株式会社フジ医療器では負いかねます。
- 3. お客さまは、善良な管理者の注意をもって使用、保管、管理するものとします。消耗品は、お客さまのご負担となります。
- 4. お客さまは、他人へ転貸、占有させることはできません。また、物件に改造を加えることもできません。
- 5. お客さまは、物件の取扱説明書にそって使用するものとし、取扱説明書に記載のない使用による故障等の損害が発生した場合、株式会社フジ医療器は一切の責任を負いません。

第 11 条（物件譲渡の禁止）

1. お客さまは、物件を他人に譲渡するとか、質権設定するとか、その他一切の権利を設定することはできません。

第 12 条（物件の滅失、毀損等の負担）

- 1. お客さまが、物件を滅失、毀損した場合には、株式会社フジ医療器に対して代替物件の購入、物件の修理代金相当額を損害賠償していただくこととなります。
- 2. 損害賠償時、この物件は動産保険の対象とはなりませんので、損害保険による損失補填はできません。但し、お客さまが個別に加入されている損害保険がある場合を除きます。

第 13 条（レンタル期間開始前解約）

- 1. お客さまのご都合によりレンタル契約成立後レンタル期間開始前に契約解除する場合は、株式会社フジ医療器あてに通知をしていただき、下記キャンセル手数料 をお支払いいただくこととなります。但し、レンタル商品設置完了、物件引渡し後の中途解約は、第 14 条(中途解約)を適用します。
- 2. レンタル契約成立の日から、株式会社フジ医療器が物件を発送する日までは、キャンセル料金としてレンタル料金の 1 ヶ月分(含む消費税)を支払っていただきます。
- 3. 株式会社フジ医療器が物件を発送し、物件設置を完了しお客さまが引渡しを受けた時までは、キャンセル料金 14,500 円(別途消費税、含む往復発送運賃)を支払っていただきます。
- 4. 物件設置を完了しお客さまが物件引渡しを受けた時よりの中途解約は、設置料金と次条第 14 条の中途解約料金を支払っていただきます。

第 14 条（中途解約）

- 1. お客さまのご都合により、レンタル期間中に中途解約する場合は、株式会社フジ医療器へ連絡し、物件を返却します。
- 2. 中途解約により、レンタル料金は解約申し出月分まで支払うこととなります。(この場合、日割り計算はしないで、1 ヶ月分の計算となります)。残りのレンタル料金の 70%を解約料として一括で支払っていただきます。
- 3. お客さまご利用のクレジットカードが無効となり、残りのレンタル期間のレンタル料金が支払えなくなった場合も上記と同様の清算となります。

第 15 条（期限の利益喪失）

お客様が次の各号いずれかのひとつに該当することが発生した場合には、株式会社フジ医療器は催告することなく、このレンタル契約を解除することができます。この場合には、未払いのレンタル料金、残り期間のレンタル料金等その他一切の金銭債務を一括して支払っていただくこととなります。

- (1) お客さまがレンタル料金、その他の支払いを 2 回以上遅延したとき。
- (2) お客さまがこの契約条項にひとつでも違反したとき、違反する恐れがあるとき。

- (3) お客様が自己破産、民事再生手続き、その他これに類する法的な申し立てをしたとき。
- (4) クレジットカードが無効となったとき、カード会員でなくなったとき。

第 16 条（物件の返却）

レンタル期間の満了時の物件返却手数料は無償とします。
中途解約、契約解除、その他の理由でレンタル契約を終了する場合の物件返却手数料は、お客さま負担とし、株式会社フジ医療器の指定する方法で物件を返却することとします。

第 17 条（ソフトウェア複製の禁止）

お客さまは、物件の全部又は一部を構成するソフトウェア製品(以下「ソウトウェア」という)に関し、以下の行為は禁止されます。

- (1) 有償無償を問わず、ソフトウェアを第三者へ譲渡、又は再使用権の設定を行うこと。
- (2) ソフトウェアを物件以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソウトウェアを変更又は改造すること。

第 18 条（支払遅延損害金）

お客さまが、本契約によるレンタル代金の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日より完済日までの期間、年率14.5%の割合による支払遅延損害金を支払うこととなります。

第 19 条（物件への保守サービス）

- 1. 株式会社フジ医療器は、レンタル契約期間中にお客さまの責めによらない事由により、物件に機能的・性能的障害が発生した場合、株式会社フジ医療器の判断、選択により物件の補修、又は物件の取替えを無償で行うこととします。
- 2. 以下の明らかにお客さまの不注意などによる場合は、実費をいただくこととなります。
  - (1) 消耗品、付属品の紛失
  - (2) 動物、ペット等による不具合
  - (3) お客さまの故意または過失で損傷した場合
  - (4) 設置場所が不適切な場合、移設、設置時に損傷した場合
  - (5) 業務用に使用された場合

第 20 条（通知義務）

- 1. お客さまの住所、氏名、電話番号、クレジットカード番号等の株式会社フジ医療器へ届け出た事項に変更があった場合には、速やかにＥメール等にて届け出てください。
- 2. 但し、クレジットカード会社に届け出た事項に変更が生じた場合において、以下の二点についてはクレジットカード会社より情報変更の通知をうけることを予めご承知おきください。
  - (1) 株式会社フジ医療器に届出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合。
  - (2) カード紛失等により、同上のクレジットカードの番号が変更となった場合。

  前項に届出がなかったことで、お客さまが不利益をこうむったとしても、株式会社フジ医療器は一切の責任は負いません。

第 21 条（個人情報の管理及び同意）

お客さまは、レンタル申し込み時に記入されたお客さま情報(以下「個人情報」という)の提供及び登録に関し、以下のとおり同意いただきます。

- (1) 株式会社フジ医療器がこの契約条項に基づく、業務を受注するかどうかの判断をするための材料として使用すること。及び、レンタル期間中の債権管理業務として利用する場合。
- (2) 株式会社フジ医療器が、お客様さまの支払能力の調査のために、当該機関に照会すること。及び当該機関の登録されている情報を利用すること。

- (3) 株式会社フジ医療器が、レンタル業務に必要な情報、及び新製品のご案内を「個人情報保護方針」に定める範囲で提供すること。

第 22 条（管轄裁判所）

この契約に関する全ての係争について、お客さまが株式会社フジ医療器を訴える場合には、お客さまの住居地の地方裁判所、株式会社フジ医療器がお客さまを訴える場合は大阪地方裁判所のいずれかを第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定 平成 28 年 8 月 3 日

※平成 28 年 8 月 2 日以前に契約が成立しているお客様は、契約成立時の**こちらの利用規約**が適用されます。

以上